

第5回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日（金）午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員（23名）

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
7 番 平井 照也	8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹
10 番 高山 和典	11 番 國武 覚	13 番 仁田原 一太
14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳	16 番 大津 達喜
17 番 伊藤 正博	18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介
20 番 井手 洋一	21 番 原 義博	22 番 丸林 京市
23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦	
4. 出席最適化推進委員（10名）

1 番 伊藤 正二	3 番 橋爪 寿賀夫	4 番 生武 光雄
8 番 馬場 一登	11 番 大隈 弘志	15 番 室園 千秋
16 番 延 和洋	19 番 松尾 康則	26 番 田中 勝之
34 番 平 和宣		
5. 欠席委員 農業委員（1名）

12 番 溝田 耕一

6. 欠席委員 最適化推進委員（1名）

14 番 松延 清隆

7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第	10号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	21号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
報告第	11号	農地改良行為の届出について
報告第	12号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
議案第	22号	農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
議案第	23号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 事務の実施状況の公表について
8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武	局長補佐 信國 美保子	書記 中園 隆一 中村 篤士
---------	-------------	----------------

黒木支所 原口 勝憲 立花支所 園田 将大

上陽支所 井手 幸紀 星野支所 松内 寛人 矢部支所 大石 和宏

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。本日は非常に晴天に恵まれまして、農作業の大変忙しい中ではありますけれども、令和8年第5回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 23名、

農地利用最適化推進委員 10名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、1番 中村 輝義 委員、2番 大坪 知美子 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

案件の朗読を事務局よりお願いいたします。

（案件朗読）

事務局朗読のとおり報告3件・議案3件を一括議題といたします。

1ページをお願いします。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局	今回、農地法第18条第6項の規定による通知の報告については58件です。総合計については18ページをご覧ください。 解約のあった土地199筆のうち田27筆、畑172筆、合計面積444,804.14㎡です。 すべて合意解約で離作措置条件付きでの解約はございません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 それでは19ページをお願いします。 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について最適化推進委員1番説明をお願いします。
推進委員 1番	番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を最適化推進委員3番お願いします。
推進委員 3番	番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

農業委員 6 番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を農業委員 6 番お願いします。
議 長	番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
推進委員 1 1 番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 1 1 番お願いします。
議 長	番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望 と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
農業委員 1 1 番	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 5 番の説明を農業委員 1 1 番お願いします。
議 長	番号 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

推進委員 16番 議長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員16番お願いします。 番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
推進委員 19番 議長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員19番お願いします。 番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
推進委員 26番	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員26番お願いします。 番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は自営業で、申請地に隣接する譲り渡し人所有の空き 家も一緒に購入されており、管理困難となっていた農地を日常的 に耕作し、自家消費野菜を栽培されます。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号９番の説明を農業委員１０番お願いします。
農業委員 １０番	番号９番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１０番の説明を農業委員１３番お願いします。
農業委員 １３番	番号１０番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要 望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１１番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号１１番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小 と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を最適化推進委員３番お願いします。
推進委員 ３番	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１４番の説明を最適化推進委員８番お願いします。

推進委員 8 番	番号 1 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の叔父より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 5 番の説明を最適化推進委員 8 番お願いします。
推進委員 8 番	番号 1 5 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の夫より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 6 番の説明を最適化推進委員 3 4 番お願いします。
推進委員 3 4 番	番号 1 6 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

事務局	続いて番号１７番の説明を事務局よりお願いします。
議 長	番号１７番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ２２ページをお願いします。 報告第１１号 農地改良行為の届出について番号１番の説明をお願いします。
事務局	番号１番についてご説明いたします。申請地は豊福公民館より南東へ約１６０ｍ進んだ農地です。（議案書朗読） こちらの農地を２５ｃｍ盛土し、野菜の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られております。また盛土規制法の対象外であることを確認しております。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 続いて番号２番の説明をお願いします。
事務局	番号２番についてご説明いたします。申請地は、北緒玉公民館より東へ約１５０ｍ進んだ農地です。（議案書朗読） こちらの農地を３０ｃｍ盛土し、野菜の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られております。また盛土規制法の対象外であることを確認しております。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありま

事務局	すので、質疑に留め審議を終わります。 23ページをお願いします。 報告第12号 農地法施行規則第29条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。 番号1番についてご説明いたします。申請地は北緒玉公民館より南東へ約165m進んだ農地です。面積903㎡のうち199㎡を農業用倉庫として利用されます。隣接農地の同意もあります。農地を農業用施設へ転用する場合、自己の農地の利用または保全上必要な施設に転用する時は、その転用面積に関係なく許可を要しない事とし、畜舎、作業場など農業経営上必要な施設に転用する時は、その転用面積が200㎡未満の場合には許可を要しない事とされています。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑に留め審議を終わります。 24ページをお願いします。 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり第3種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員1番説明をお願いします。
推進委員 1番	番号1番についてご説明いたします。申請地は福岡県立八女農業高校の西にある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、共同住宅用地2棟14戸として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員2番をお願いします。
農業委員	4月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で

2 番 議 長 事務局 議 長	処理され、雨水は南側水路に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。 第 1 種農地は原則不許可ですが、小売電気業等の用に供するためのもので合計 1 万 k w 以上をまかなう電気事業者による発電事業であり、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる公益性が高いと認められる事業として、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものです。 系統用蓄電池設備については、令和 4 年 4 月に安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、そのひとつとして電気事業法の一部改正も含まれており、設備容量を適切に把握し、需給ひつ迫時に供給力を活用できるよう、1 0 メガワット以上の大型の蓄電池から放電する事業が、発電事業に位置づけられました。発電事業に位置づけられたことにより、土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業として、第 1 種農地の不許可の例外に該当するものとなっています。今回の転用事業者は、経産省・資源エネルギー庁に届出している電気事業法による事業者であり、同庁のホームページでも掲載されています。 続いて最適化推進委員 3 番説明をお願いします。
---	---

推進委員 3 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は岩戸山古墳の南約 4 2 0 mにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、蓄電池設備用地として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 4 番お願いします。
農業委員 4 番	4 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地の同意や水利の承諾は得られていることは確認いたしております。以上ですけれども、ちょっと一言申しておきます。地元説明会が 5 月 1 日にあるという事をその場で聞きました。本来なら地元説明をした上で、申請すべきじゃないかと思えますけれども、その辺は今後農業委員会としてどういう風に考えられるのか、きっちり説明して、心配される方もおられるからですね、微弱な電波が出るとか、音が出るとか、地域の人たちが不安になるような事はやっぱりさせるべきではないからですね、行政として。農業委員会だけではなく、他の課も含めてしっかり今後協議していただきたいと思えます。
議 長	地元委員ならびに農業委員としての発言でございます。 お尋ねになられた点について答弁がありましたらご発言願いたいのですがよろしいですか。 （先に審議を進めてくださいとの声あり） そしたら審議終了したら意見を承って進めたいと思えます。 地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 これより他の委員さんからの質疑を求めます。 無いようですので質疑を終結いたします。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事

	に進達いたします。 ただいま採決は終了いたしましたけれども、何か委員さんからお尋ねになりたい件、意見として申し上げたい等ありましたら意見を頂戴したいと思いますので発言してください。 はい、平井君。
農業委員 7番	こういった事例が今後増えてくると思うんですね、そうした場合、今言われた様に農業委員会事務局としての姿勢、それと簡単なルール、とにかく地元説明会を先にしてその後に納得できれば申請するという様なちょっとしたルール、事業者の申請があった場合はこういうルールを八女市としては持っていますと伝えていくという事は考えてありますか。
局 長	以前から現地調査の折、その他含めてですね、地元説明が先で地元の了解を得られてから、転用手続きをするのが順番ではないかという様なご意見はいただいております。しかしながら法律にのっとり、申請を受け付けて事務を進めるという流れがございます。例えば以前は太陽光の申請がかなりございまして、太陽光については地元説明が必要だという様な事がガイドライン等でもうたわれておりましたが、この蓄電池につきましてはそういったガイドラインとか地元説明の定めというのが、今現在無い状況でございます。ですのでルールというのをこの八女市の農業委員会で法律にのっとり申請手続きを進めていくという中で、地元説明をしてそれから転用手続きをとっていただくという事を申請者をお願いをする事はできると思うのですが、必ず地元説明会をして地元が納得してからでないと、申請が受け付けられないという様な事は言えない状況でございます。以前は太陽光の問い合わせが非常に多かったのですが、今は蓄電池の問い合わせが頻繁にあっております。今回蓄電池の申請が八女市では初めてという事でしたが、今後蓄電池の申請が増えてくると予想されますけれども、申請者については地元説明のお願いは、相談があったり、あるいは申請の書類が出たり、できるだけ早いタイミングでそういったお願いをしていきたいと思いますが、地元説明がなされていないから申請書を受け付けられないという様な事はできないと考えております。今回そういったところで農業委員会でご意見

議 長	があった分を八女市農業委員会の意見を添えて県に進達するという形になりますのでご理解をお願いしたいと思います。
農業委員 4 番	ほかにありますでしょうか。4 番どうぞ。 現地調査をしました関係で言いますけれども、確かに農業委員会の立場上はそういう事しか言えないだろうと思います。要するに農業委員会だけじゃなくて、行政全体で考えるんですよ。恐らくこういうのがどんどん出てきますよ。太陽光もどんどん出てますから。出てますから規制がかかったからあまり問い合わせが無いんでしょう。最初はそうなんですよ、恐らく蓄電池においても全国で問題が出てくれば国が規制すると思います。それじゃ遅いんですよ。だから行政として、農業委員会だけで判断するのではなく、八女市としてこうですよ。特に市長は経産省出身ですので九州経済産業局であれ、経産省であれ、一言いってもらって下さい。そうせんと本当に地元と業者の間にトラブルがありますよという事を農業委員会として行政の方にきちっと言わんですか。同じ行政なので言えると思いますよ。こういう意見が出ましたと。言えないなら言いに行ってもよかですよ。ぜひお願いします。
推進委員 3 番	すみません。審議する前に説明した方が良さそうなので。
議 長	一応、許可をするという事については異議なしという事で承認いたしておりますので。地元関係者からの意見を賜りたいという事で、橋爪君どうぞ。
推進委員 3 番	時系列的に説明いたします。4 月 1 5 日に農業委員会よりこの申請があるという連絡を受けました。4 月 1 6 日に農業委員会から電話があり、現地で確認しました。そのときは大規模蓄電設備で一台が 3 0 t、それを 3 反の面積に据え付けるという話でした。私は前職の関係で大体の想像がつくのですが、3 0 t を運んだり据え付けたりするのには、恐らく 2 5 0 から 3 0 0 t のクレーンがいります。それを運び込む道路が無いです。そういうのを据え付けるときには、道路を遮断しなければいけません。でも迂回路

局 長	が無いんです。それともう一点は、廃業してこれを廃棄されたらどういう事になるか考えてもらいたいです。30 tの蓄電池を置きっぱなしにされたら町内の負の遺産になります。そこを農業委員会事務局にはしっかり伝えたんですけど、全然反応がありませんでした。その日に地元の水利委員を紹介したんですけど、その水利委員が自分の考えで判を押すことはできないという事で、町内会長が判断した方がいいのではないかと伝えたいんですけど、その時に〇〇の水利委員の名前を言ったらいいんで、それで〇〇の水利委員が訳が分からないまま印鑑を押したらしいです。でも本来行政区っていうのがあるんだから、行政区の水利委員の印鑑が必要だと私は思っています。次に17日には事務局からいろいろ話がありました。4月20日にまた事務局の人が来てこの時は図面ができたから来ましたと言われました。今ここに載っている図面です。これは一台が30 tくらいと聞きましたけれど、現地説明会では一台が2 tという事でした。もう少し事務局の方がちゃんと調べてから説明するのがいいんじゃないですか。2 tと30 tじゃ全然違いますよ。 私の方からご説明いたします。まず橋爪委員に事前にお話に行ったときは、以前に問い合わせが数回あった範囲を元に、恐らく申請が出るであろうという様な事がありましたので、その時はまだ書類が出ておりませんでしたので、こういった大きさ、こういった重さの蓄電池がどれだけの数置かれるというのも分かりませんでしたけれども、蓄電池の申請があるであろうという様なところでお話をさせていただいておりましたので、申請書の締め切りは毎月20日、休みがあればその翌日という事にしておりますので、正式に書類が出てくるまでこちらの方も状況が分かりませんでしたのでインターネット等で色々調べて、恐らくこういった物が置かれるんではなかろうかという様なところで、事前に委員の方にお話しをさせていただいたところです。実際、蓄電池も調べてみますと、大きさ、重さかなり様々、メーカーもたくさんあるようですので、一概に申請が出ていない時点で事前に話をしていた方がよかろうという事で、そういった大きさとか重さとか、恐らくこういったのではないだろうかという様な予測をつけたところで、話をさせていただいたのですが実際資料を見てみま
-----	---

	すと、大きさも重さも申請の区域も違っておったという現状がございませう。事務局としても申請書類が出るまではっきりした事は分りません。ですが八女市で初めて申請が出る蓄電池という事で、事前にお話をさせていただいた方がいいだろうという様なところで前もってお話をさせていただいて、その後正式に書類が出てきましたので、またその書類を元に再度説明をさせていただいたという状況でございます。それと水利委員の件については、申請者に確認したところ、水利委員は八女市も地域地域で色々ございますし、旧八女市の中でも行政区単位で水利委員がいらっしゃる所とか、区域も色々分かれておりますので市役所の方としても行政区長さんに聞いたり、農業委員さん、推進委員さん、色々な方に聞きながらこの地域の水利委員さんはどなたかという事を訪ねている状況でございます。今回は申請者がこの方が水利委員だと聞いてその水利委員に行かれたところ、自分ではなくて、この方に行ってくださいという説明をされたという事で、申請者としては言われた水利委員さんのところに説明をしにいったという様なところで話を聞いております。
推進委員 3 番	水利委員に承認を受けるときは図面も無しという事ですね。 20日に図面が出来たから、その前に承諾を得ているという事は水利委員は図面を見ていないという事ですよね。
局 長	水利委員さんには申請者の方から承諾があったという事で、当然図面を見せて説明していると思います。
推進委員 3 番	だって図面は20日にできたのでしょ。
局 長	農業委員会事務局が書類を申請書として受け取ったのが20日でございますので、書類自体はその前にできておりますので、通常の申請の時も全部書類を取り揃えて、それぞれの委員さんとか水利委員さん、そういったところに説明をして最終的に農業委員会事務局に書類が上がってきますので、書類をもって水利委員さんのところに説明に行っていると思います。

推進委員 3 番	私はその前に一回も書類も図面も見えていないのですよ。事務局が 20 日に書類を持ってきて初めて見たんですよ。私は水利委員を紹介して水利委員の印鑑をもらったからといって、これから行政区長の方に行きますという事で書類は一切見ておりません。
局 長	それでは申請者の方は申請の書類や図面、そういうのを全く示さずに証明と印鑑をもらいに来たという事ですか。
推進委員 3 番	可能性はあると思います。
局 長	そこまでの流れはこちらは確認しておりませんが、再度申請者に確認したいと思いますが、通常であれば書類を全部揃えた上で関係者の方に説明をして証明、印鑑をいただくという流れかと思います。
推進委員 3 番	それと八女市で初めての蓄電池という話ですけども、元〇〇の所も同じ様にしておりますけれども。
局 長	私が初めての申請と申ししたのは、農地転用に関する蓄電池設備として初めてという事です。
推進委員 3 番	そう言うだろうと思いました。もう少し蓄電池について農業委員会事務局も勉強した方がいいんじゃないですか。
局 長	どういうところを求めてありますか。
推進委員 3 番	だって事実出来ているんですよ。忠見もありますよ。
局 長	忠見の変電所の横にある雑種地に建っておる蓄電池、ここは何回も見ております。
推進委員 3 番	現地説明会にも来ませんでしたよね。

局 長	現地説明会は地元と業者間の調整でされてあると思います。こちらは現地説明会に行っておりません。
推進委員 3 番	参加しちゃいけない訳じゃないと思いますよ。これから先、蓄電池の申請がたくさん出るなか、参加して勉強した方がいいんじゃないですか。
局 長	今回は5月1日とは事前に聞いておりましたけど、こちらとしては地元の説明会という事でしたので、地元の説明会には参加しておりません。
推進委員 3 番	勉強する気はないという事です。
局 長	そういう事ではありません。
議 長	地元委員ならびに関係地域の農業委員さん、最適化推進委員さんに大変ご苦勞をかけたと思います。この件につきましては今後さらに、農業委員会事務局、関係する機関としては環境課辺り、それから行政執行部内でもきちっとそういったなんらかの対策を講じていく必要があるのではないかという事で、調整を図りながら協議を進めていただきたいと、私も会長として感じ取ったところでございますので、その件についてちょっと一点だけ報告させていただきます。
事務局	これは蓄電池ではなく太陽光発電の事ですけれども、令和7年3月の議会に、太陽光発電事業と地域環境の調和に関する条例制定を求める請願が出されておりまして、条例の早期制定に向けた要望書が提出されております。それを受けまして市の方は太陽光発電に関してなんですが、国の制度では規定されていない部分、例えば地域の説明会等で事業者の責任を明確化する事で、例えば撤去費用の確保とか、維持管理、災害防止の観点から区域の設定等を盛り込んだ条例制定に向けて実は市の方でも動いております。説明会につきましては、ただ説明会を条件とするものではなくて、市民に理解をしていただかないといけないという様な内容を

	盛り込む予定という事で、現在進めている状況です。ただ条例は法律の範囲内で制定する事になっておりまして、現在、脱炭素の取り組み、また太陽光発電を含めた再生エネルギーの推進に向けた取り組みが行われているなかでは、規制という事ではなくて、補完型の設計においてですね、調和という意味合いの条例制定に向けた取り組みがなされている状況です。ただ、国もですね、法律が改正される予定という事もありまして、現在、環境課を中心とした市内の、例えば農業振興課や建設課、都市計画の法律等も絡みますので、そういった課がヒアリング等を受けまして進めてはおりますけれども、ちょっと国の動きを見ている状況でもあります。ご心配されていた地元説明会というところですけども、今後この太陽光発電に限らず、蓄電池をするかというのはまだ今のところ決まっておりませんが、そういったご意見があったという事を環境課辺りにもお伝えしたいとは考えております。
農業委員 19番	今お話を聞いてて、農業委員会としては地域調和条件とかそういったところの審査のお話で、その絡みで許可の可否というところを判断していくという事、そこにひっかからないものに関しては例えば事前の説明会開催手続きを要件化するというのは難しいというのは重々承知しているところではあります。例えば事前の説明会のなかで市民が聞いた情報と農業委員会が受け付けた時の情報に相違があった場合には、やはり市民の通報をもってちゃんと事実調査を行うべきじゃないかなと私は思いました。 この許可要件の絡みで農業委員会事務局が把握した事実や情報と市民が説明会で聞いた情報に相違があったらそもそもの許可要件が怪しいという事になりかねないと思いますし、あとは橋爪委員がおっしゃたように、30tの設備を搭載するにあたって、搬入時に周辺農道等に影響が生じないのかという検証は本来はすべきかなと思います。そういった農道が崩落するとか損壊するとかあれば、そもそもが許可要件に差し障りがあるんじゃないかという懸念がありましたので、私の方ではそういったとこの案というのを共有させていただきました。
事務局	先ほど30tというところで議論になっておりますが、今回のスマート蓄電の仕様をいただきましたので、ご報告いたします。こ

	れは重量が2.8tという事です。サイズは寸法が幅1.1m程度、高さが1.8m、奥行きが2.1mとなっております。それを38機という事でございます。先ほどから30tというのは、合計のt数と思われます。
推進委員 3番	それは16日に聞いた話ですよ。その前の話です。
事務局	そうなんですね。正確には重量が2.8tという事で記載されておるので、それが38機という事です。
推進委員 3番	それはリチウム電池含めてですか。地元説明会では2tと聞いたんですが。
事務局	はい、以下となっておりますのでその程度かと思います。
議 長	色んな慎重な意見を頂戴しましてありがとうございました。 農業委員会としても先ほどの繰り返しにはなりますけれども、各関係機関とも十分協議をしながら、はい、大津君。
農業委員 16番	先ほど話に出たので忠見の件で報告したいと思います。今変電所の西隣にコンテナ1台の蓄電池が設置してあります。その西にまた建設予定でございます。当初、私の方に会社から蓄電の開設をしたいので、農業委員さんの許可がいるという事で電話がありましたが、それは私一人では決められないから地元説明会を開催してほしいと言いました。3月29日に忠見北総会終了後に〇〇会社に工事対応の説明をしていただきました。色々質問が出ましたので、それに対する回答を今月23日に環境課長を含め厚生常任さん方に参加いただいて住民説明会を開催する予定でございます。既に据えてあるのは雑種地だったので農業委員会にはかかりませんでしたが、今度は農地という事で転用が必要となりますので、今区長をやっておりますけれども農業委員の立場という事で環境課および常任さんの方へ声かけをして、2回目の住民説明会を開催する予定でございますので、この案件につきましては来月か再来月にまた農業委員会にお諮りがあるかと思っております。

局 長	会長すいません。一ついいですか。 今、忠見の案件で大津委員から説明がございました。こちらの農業委員会の事務局に相談があっておりましたのは、実は忠見の案件の方が先に色々具体的に進んでおりました。今回の申請とは別業者でございますので、忠見の案件については地元説明会が終了してから転用手続きをとるという様な事で、そちらの方はまだ農地転用の申請はあっておりません。今回議案にあがっております案件は、先に転用申請の書類が提出されて、その後5月1日に地元説明会が行われたという事で、業者の違いによって考え方も違いますので、進められ方も違ってくるといふ様なところですよ。先ほどご意見もいただきましたので、市役所内でも関係各課と情報共有を図っていきたいと思います。
議 長	以上でこの件については質疑終了したいと思います。 よろしいですか。それでは十分なご意見賜りましたので、今後ともそういったことを基調に踏まえて進めさせていただきたいと思ひます。 それでは次へ進みます。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員7番説明をお願いします。
農業委員 7 番	番号3番についてご説明いたします。申請地は福島中学校の東にある農地です。（議事録朗読）この土地を使用貸借権設定され、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接農地の周囲にある農地は譲り渡し人のもののみで、隣接する他の農家の農地はありません。水利の承諾は得られており、問題はないと思ひます。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員3番をお願いします。
推進委員	4月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で

3 番	処理され、雨水は北側側溝に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしました。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	3番と同じく用途地域が定められた農地であり第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4 番	番号4番についてご説明いたします。申請地は川崎病院から北西約450mにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、宅地分譲用地19区画として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員4番お願いします。
農業委員 4 番	4月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号５番の農地区分の説明をお願いします。 農地の区分は、おおむね１０ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員８番説明をお願いします。
推進委員 ８番	番号５番についてご説明いたします。申請地は八幡小学校の南にある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて貸家住宅用地５戸として利用するための申請でございます。隣接農地の同意や水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員４番お願いします。
推進委員 ４番	４月２４日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水ともに西側水路に排水されます。 なお、東側市道は、道路拡幅が計画されており、拡幅工事完了後は設置された側溝に雨水を排水される予定です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事

事務局	に進達いたします。 続いて番号6番の農地区分の説明をお願いします。
議 長	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
推進委員 1 1 番	続いて最適化推進委員11番説明をお願いします。 番号6番についてご説明いたします。申請地は忠見南公民館から西へ約470mにある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて、資材置場用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員4番お願いします。
推進委員 4 番	4月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
事務局	異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号7番の農地区分の説明をお願いします。
議 長	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定度に達している区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。 続いて農業委員11番説明をお願いします。

農業委員 1 1 番	番号 7 番についてご説明いたします。申請地は今福公民館の南西にある農地です。（議案書朗読） この土地を贈与により譲り受けられて、専用住宅用地および貸駐車場用地として利用するための申請です。 なお、貸駐車場は申請地の北側にある保育園に使用貸借で貸す予定です。隣接農地はありません。また水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 2 番お願いします。
農業委員 2 番	4 月 2 4 日に現地調査を行った結果、専用住宅部分においては、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに北側側溝に排水されます。貸駐車場部分においては生活雑排水は発生せず、雨水については専用住宅部分と同じく北側側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 8 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた農地であり、第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員 2 番説明をお願いします。
農業委員 2 番	番号 8 番についてご説明いたします。申請地は J A ふくおか八女西支店の北東約 3 6 0 m にある農地です。（議案書朗読） この土地を売買により譲り受けられて、貸家住宅用地 7 戸として利用するための申請です。隣接農地の同意や水利の承諾は得られ

	ており、問題はないと思います。
議 長 農業委員 4 番	現地調査の報告を農業委員 4 番お願いします。 4 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側水路に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 9 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員 1 5 番説明をお願いします。
推進委員 1 5 番	番号 9 番についてご説明いたします。申請地は鵜池ふれあいセンターの北西にある農地です。(議案書朗読) この土地を売買により譲り受けられて、特定建築条件付売買予定地 2 区画として利用するための申請です。 隣接農地はありません。また水利の承諾は得られており、問題はないと思います。
議 長 推進委員 3 番	現地調査の報告を最適化推進委員 3 番お願いします。 4 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに東側側溝に排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。

議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 27ページをお願いします。 議案第23号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。別添資料の令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。農業委員会は農業委員等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の透明性を確保するため法第37条の規定により、農地等の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされております。 まず1ページは、令和7年4月1日時点の農業委員会の状況と農家・農地等の概要でございます。これは2020年に実施されております農業センサスの数値となっておりますのでお読み取りください。 次に2ページをお願いします。最適化活動の実施状況でございます。 （1）農地の集積の実績でございます。今年度の新規集積面積は16haで、今年度末の集積面積は2,593haでございます。この数値は認定農業者や、市の基本構想到達者、および法人に集積された面積の合計でございます。 次に遊休農地の発生防止・解消についてでございます。毎年、緑区分の解消目標面積は3.4haでございます。

議 長	3 ページの③実績につきまして、解消面積は1. 9 h a でございます。 次に(3)新規参入の促進でございます。こちらは4 ページをお願いします。③の実績につきまして参入経営体数は4 経営体でございます。新規参入者への貸付について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は、4 1 h a でございます。こちらは八女市農地銀行として運用しておりますが、実情といたしましては、優良農地が少なく、新規参入者への貸付に繋がっていない状況でございます。 次に最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございます。こちらにつきましては8 日という事で掲載させていただいております。 (2)活動強化月間の実績としましては、農地パトロール月間において農地の利用状況調査を行っていただきました。 次に5 ページをお願いします。 (3)の新規参入相談会への参加でございます。こちらは相談会への参加を1 回を目標にしておりましたけれど、本年度の参加はありませんでした。 次に6 ページをお願いします。こちらは事務の実施状況になります。農地法に基づく許可事務件数等につきましては、記載の通りでございます。以上でございます。 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。 (閉会宣言 1 5 時 2 3 分) 令和 8 年 5 月 8 日
-----	--

	議 長 月 足 靖 彦
	1 番 中 村 輝 義
	2 番 大 坪 知美子